

ヘンリー・L・スチムソンとポツダム宣言

藤田宏郎

- はじめに
- 一、スチムソンの日本打倒策
 - 二、スチムソンの政治的解決策
 - (-) マックロイとの協議
 - 三、スチムソン案の形成
 - (-) 六月十八日の対日戦略会議
 - (-) 三人委員会における提案
 - (-) 小委員会での声明案作成
 - (-) スチムソン案の確定
 - むすび

はじめに

ヘンリー・L・スチムソン（Henry L. Stimson）は、一九一一年、タフト（William H. Taft）大統領の下で陸軍長官、一九二九年、フーバー（Herbert Hoover）大統領の下で国務長官、そしてハーロウ・ラッパード第二次大戦が始まった後の一九四〇年にはローズベルト（Franklin D. Roosevelt）大統領の下で、再び陸軍長官となつた人物である。一九四五年四月、ローズベルトの死後、トルーマン（Harry S. Truman）が大統領になるとともに、トルーマンは引き続き陸軍長官に留任するよう求め、スチムソンは、太平洋戦争終了後の一九四五年九月まで陸軍長官を務めた。トルーマンは、「スチムソンの経験と判断力にあわめて深い尊敬の念をもつた」と回顧録に書いている。⁽¹⁾

一九四五年に入り、対日戦は米軍の圧倒的な優位のもとに推移したが、日本本島に近づくにつれ、日本軍の激しい抵抗により、米軍の犠牲者が多増していくことを懸念して、スチムソンは、日本を打倒するための政治的解決策の模索を始め、対日降伏勧告である対日宣言案を起草することになる。

本稿の目的は、ポツダム宣言の原案となつたのスチムソンの対日宣言案の作成過程を明らかにすることにある。

一、スチムソンの日本打倒策

日本打倒の方策として、スチムソンの頭の中には、①原爆、②日本本土侵攻、③ソ連の対日参戦、④日本に受け入れ可能な条件を含んだ対日降伏勧告、の四つであった。

まず、「原爆」については、スチムソンはその開発計画の最高責任者であり、戦闘において原爆を使用するい

とは当然のことと考えていた。回顧録に、「一九四一年から一九四五五年まで、原子エネルギーは、戦争において使うべきではないということを大統領からも、またその他の政府の責任者からも聞いたことはなかつた」と書いている。⁽²⁾ スチムソンは、原爆は日本を降伏させるための主たる方策になると考へていた。「天皇とその軍事顧問たちから正真正銘の降伏を引き出すには、われわれが日本を破壊する力をもつてゐるという確実な証拠となるとてつもないショックを与えるなければならない」と私は思つた。そのようなショックは、多くのアメリカ人と日本人双方の人命を救うことになるう」という。⁽³⁾ つまり、スチムソンは、きわめて破壊力が大きいと予想される原爆攻撃によつて、日本に大きな心理的ショックを与えて、日本の降伏を誘導するという考えをもつていた。

次に、「日本本土侵攻」という方策であるが、陸軍参謀総長のマーシャル (George C. Marshall) をはじめ米陸軍首脳は、日本を無条件降伏させるには、ドイツを無条件降伏させたのと同様に、日本本土に上陸し、日本軍を打破する必要がある、と考えていた。ただ、日本本土上陸に際して、米軍の犠牲者をできる限り少なくするために、「ソ連の対日参戦」が必要である、と考えられた。つまり、「ソ連の対日参戦」という方策は、ソ連の参戦によって満州の日本の関東軍を中国大陸に釘付けにし、米軍の日本本土上陸に際して、大陸の日本軍の日本本土、特に九州への移動を阻止しようという軍事作戦上の考慮から出たものであつた。統合参謀本部 (Joint Chiefs of staff, 以下JCSと略す) は、「わが軍の九州上陸に合わせてか、あるいは九州侵攻に先立つて、ロシアが満州に侵攻するならば、……日本はアジア大陸の全日本軍隊を大陸にとどめ置かなければならなくなる。ロシアのそのような行動は、わが軍の九州侵攻、そして最終的な日本の中心部への侵攻を容易にすることになる」と述べている。⁽⁴⁾ しかし、後に、米軍部は、ソ連の対日参戦はいぜん日本軍を大陸に釘付けにすることになるとソ連軍の役割を認めつつ、それとは別のソ連の対日参戦の意義に注目するようになる。すなわち、一九四五五年五月頃から、

日本外務省とモスクワの日本大使館の間の外交通信の傍受により、日本がソ連の参戦を極度に恐れていることの情報を得たことから、日本に対する心理的ショックを与える手段としてのソ連の対日参戦が注目されるようになる。スチムソンは、六月十九日の日記に、「マーシャルは、ロシアの参戦ということをわれわれの警告の中につけ加えるよう提案している。それを含めることで、われわれの日本に対する威嚇はすべて確実に出揃うことになるう」と記している。⁽³⁾スチムソンは、原爆実験成功以後、微妙にその姿勢を変えることになるが、それまで日本降伏策の一つとして、ソ連の対日参戦という方策を支持している。

日本本土侵攻の方策については、マーシャルが強く推進していた計画であり、スチムソンは一応賛成していたが、一九四五年に入り、硫黄島、沖縄戦の激戦で多数の米軍犠牲者が出ていたことから、日本本土上陸侵攻は行わずに、日本を降伏させるための別の政治的解決策の模索を始める。

二、スチムソンの政治的解決策

(一) マックロイとの協議

「政治的解決策」とは、国務次官のグルー (Joseph C. Grew) が推進していた日本に受け入れ可能な条件を示した条件付無条件降伏案である。当初、スチムソンは、無条件降伏原則の修正には消極的であった。一九四五年一月の日記に、「マックロイ (John J. McCloy) が私と討議し、その上で承認をうるために、二つの文書をもつてきた。そのうちの一つが、無条件降伏とその問題についての連合国(の立場は修正されるべきであるとするキング (Ernest J. King) 提督の提案に関連したものであつた。マックロイはキングの見解に賛成のようであつたが、私はそうではなかつた。私は、そのような修正はわれわれの立場を弱めることになるのを恐れたからである」と書

いでいる。⁽⁶⁾

しかし、米軍が日本本土に近づくにつれ、日本の必死の抵抗によって、戦闘における米軍の犠牲者が多増しているといった状況を見て、スチムソンは、多くの犠牲者を出す可能性のある日本本土上陸侵攻作戦の代案として、原爆に加え、無条件降伏の修正による日本打倒の方策へと次第に傾いて行く。その姿勢転換の過程で、スチムソンは、同様の見解をすでにもつていたグルー、陸軍次官補のマックロイ、元大統領のフーバーといった人たちの影響を受けたことは間違いない。スチムソンは、一九四五年五月二十九日のグルーおよび軍首脳との会議で、原則としてグルーの無条件降伏修正提案に賛成し⁽⁷⁾、また六月十二日のスチムソン、フォレスター (James Forrestal) 海軍長官およびグルーの「三人委員会 (The Committee of Three)⁽⁸⁾」でも、「無条件降伏という語を使わずに、われわれの戦略目的が実現できるのであれば、この言葉を放棄するのをためらうべきではない」と述べ、無条件降伏修正の立場を明確にした。そして、六月十八日の大統領と軍首脳との対日戦略会議を契機に、スチムソンは、条件付無条件降伏論の立場に立つて、日本に受け入れ可能な条件を示し、日本の降伏を誘導しようという方向で、行動を開始する。

六月十七日、大統領との対日戦略の重要な会議を翌日に控え、スチムソンは、腹心のマックロイと太平洋戦争の将来について話し合いをしたとしているが、その具体的な内容については当日の日記には記していない。ただ、彼の日記には、一九二八年、普通選挙が行われた時日本に滞在し、田中（義二）男爵と話をしたこと、またロン・ドン海軍軍縮会議の時に、若槻はじめその他日本代表と三カ月余りロンドンとともに過ごした時の経験、そして一九三一年の満州事変のこと等をマックロイに話した、とだけ記している。⁽¹⁰⁾

しかし、マックロイは、この日のスチムソンとの協議の内容について、かなり詳しく、後にインタビュー、あ

るいは回想記において語つている。

「（大統領との戦略）会議の前夜、スチムソン氏は、私に、気分が良くないので、翌日の会議には自分の代理として出席してほしい、よつて、翌日の会議での大統領への助言の内容を私と討議したいと言つた」。

そこで、マックロイは、スチムソンに、戦争は、これ以上血を流すことなく、降伏が行われてもよい段階に達している。われわれは、すべての面で圧倒的優位に立つており、もはや沈める戦艦もないし、空からの適当な攻撃目標も見当らない、「このような状況下で、もしわれわれが、さらなる生命の損失なしに、戦争の終結の可能性を考えないのであれば、われわれの頭を調べてもらわねばならないだろう、と言つた」。

さらに、言葉を続けて、マックロイは、次のように話した、と言う。

「私は、立憲君主として、日本人に天皇を維持させることにわれわれは容易に同意できると思う。われわれは、日本政府に送るメッセージの可能性、それがどのような形のものにすればよいか、また爆弾（筆者注——原爆のこと）の所有に言及すべきかどうか、といったことを話し合つた。……スチムソン氏は、私にもつぱら話をさせたが、彼は私の述べたことに難色を示さなかつたようだ。次の日の会議において、どういった立場をとるべきかということについて、われわれは完全に意見が一致したと私は思つた」。⁽¹⁾

（二）六月十八日の対日戦略会議

六月十八日、大統領と軍首脳の会議が開かれた。この会議には、欠席するはずだったスチムソンも、代理を頼まれたマックロイもともに出席した。その事情について、マックロイは次のように回想している。スチムソン氏に依頼されたとおり、代理として会議室に行つたところ、体調不良で欠席のはずのスチムソンが現れ、マックロイが驚いて、「私は帰りますよ」と言つたところ、スチムソンは、大統領に、自分は気分が悪かったので、マ

マックロイに代理出席を頼んだが、マックロイは戦争終結に関する条件の問題に熱心に取り組んでいたので、会議に出席させたいと思つてゐると語り、大統領がマックロイの出席を了承したという。⁽¹²⁾ このようにして、会議の正規のメンバーでないマックロイがこの会議に潜り込むこととなつた。

この会議のメインテーマは、日本本土上陸作戦についてであつた。主として、対日打倒の方策としてこの計画を推進したのは、JCS、特に陸軍参謀総長のマーシャルであつた。会議の討議の概要を記すと、主としてマーシャルが、一九四五年十一月一日に開始する九州上陸作戦（オリエンピック計画）について説明し、キング海軍作戦部長、アーノルド（Henry H. Arnold）陸軍航空隊司令官の代理のイーカー（Ira C. Eaker）が、ともにこの作戦に賛成した。

トルーマンは、JCSの軍指導者が全員一致で、オリンピック作戦を支持したことを確認して、次に文官の陸軍長官スチムソンの意見を問うた。公式会議の議事録によると、スチムソンは、「他の選択肢がないとするJCSの見解に賛成する」としたが、「自分は、軍事的考慮よりは、政治的考慮から大統領に助言する個人的責任を負つてゐる」とし、次のような意見を述べている。

「日本には、現在の戦争に賛成していない大きな潜在的な階層が存在し、ただ彼らの意見や影響力は今まで表面に出てきたことがなかつた。この潜在的な階層の人々は、自身の国土を攻撃されれば、粘り強く戦うことは確実である。彼らと正面から戦わざるを得なくなる前に、彼らを奮起させ、彼らがもつてゐる影響力を行使させるような何らかの処置を取るべきであろう」。

そして、スチムソンは、JCSが提案した計画は最善のものであるとして賛成するが、いぜん他の手段による効果的目的達成の方法についても期待する、と述べた。⁽¹³⁾

このように、スチムソンは、間接的かつ抽象的ないきさか回りくどい言い方をしているが、その意味するところは、マーシャル提案の九州上陸作戦に賛成であるとした上で、別の政治的解決方法もあると、すなわち戦争に賛成していない自由主義グループが日本には存在し、これら和平派と考えられる人々の日本国内での影響力を行使させるための何らかの方法をアメリカは取るべきだ、と言いたかったのであろう。「何らかの方法」とは、前日、マックロイとも話をし、またスチムソン自身の頭の中にすでにあった、日本に受け入れ可能な条件を記した威嚇と誘導の対日警告を発することであった。スチムソンが、会議で明確な政治的解決策について、自身の考えを述べなかつたのは、この会議のメインテーマが九州上陸の軍事作戦についてであり、トルーマンとしては対日降伏計画全般について討議したいという気持があつたのかかもしれないが、スチムソンは、軍事作戦以外の解決策を具体的に述べる場ではないと考えたのかもしれない。またこの軍事作戦計画を熱心に推進していたのは陸軍参謀総長のマーシャルであつたところから、スチムソンは陸軍省のトップであるとはいうものの、別の方策について具体的に話すことによつて、マーシャルの計画に水をさすといったことはしたくないと感情もあつたろう。

いずれにせよ、スチムソンは、この会議で、本土侵攻に代わるどのような他の手段があるのかを具体的に語つていはない。マックロイは、この時のことを回想して、スチムソン氏が、前夜われわれが話し合つたことについて何も言及しなかつたことに驚き、「長官（スチムソン）は、昨日、われわれが一致したと私が思ったのとは別の結論にいたつたのではないかと思った」とすら語つている。⁽¹⁴⁾

大統領は、さらに海軍長官の意見も聞き、フォレスターも九州作戦に賛成であることを確認して、JCISに九州侵攻作戦計画を推進してよいとの結論を述べ、この日の会議は、終了することになった。⁽¹⁵⁾しかし、マックロイの回想によると、会議終了間際、出席者たちが書類をもつて会議室を立ち去ろうとしていた時、突然、大統領が

マックロイに声をかけたという。

「マックロイ、君は何も発言しなかったね。誰も堂々と意見を言わずに、この部屋を出れない」となっている。すでになされた決定以外に、何か適当な方法が私にあると思うかな」。

そこで、マックロイは、スチムソンの方を見たところ、スチムソンは「思っていることを言いなさい」ということであつたので、自分の意見を述べた、と回想している。ちなみに、公式の会議議事録では、「大統領と統合参謀部のメンバーは、あるいくつかの他の問題について討議した」と記されているだけで、マックロイの発言については記録していない。ただ、この謎めいた議事録の記述に関して、国務省の『米国の国際関係 (Foreign Relations of the United States)』の編纂者は、注記で、「この一節は、原爆が投下される前、アメリカがそのような兵器をもつていると日本に警告すべきであるという提案の討議について言つているのかもしれない」と推測している。⁽¹⁶⁾ 後述するが、この国務省の編纂者の推測は一部当たっている。

マックロイは、この日の会議終了間際の大統領に求められて述べた自らの意見について、戦後、回顧録、回想記および数度にわたって応じたインタビューの中で語っている。

前記の大統領の質問に対しても、

「そうですね。閣下は別な方法をお持ちだと思います。それは徹底的に検討されるべき方法で、もしわれわれが通常の攻撃および上陸以外の方法を検討しないのであれば、どうかしていると言われても仕方がないことだと思いますよ」と言つて、マックロイは、政治的解決策を提案した、という。つまり「われわれが良しとする条件を日本政府に対して説明してやることです」。

トルーマンが、「それがどのような条件か」と問うたので、「私は、日本が国家として生存することを許し、

また立憲君主制という条件付きでミカドの保持を認めてやることです」と答えた。

大統領は、「それはまさに私が考えていたことだ」と言つて、マックロイの意見に賛成し、スチムソンも、「そのことがもち出されたことは、大変喜ばしいと思います」と言つた、という。

マックロイの発言は、これだけでは終わらず、戦時の最高機密の原爆についても言及したという。すなわち、マックロイは、われわれは原爆をもつており、日本が降伏要求に応じない場合に、これを投下するということを日本に事前に言うべきではないかという問題を提起した。「私が『爆弾』という言葉、つまり原爆のことを口にした瞬間、この選ばれた会議の出席者たちにある種の衝撃が走った。私は、日本人に原爆の警告をしたならば、われわれの道義的立場はよくなると思う」と言つたが、それに対し、出席者たちから異論が出た。彼らは、「それがうまく行くかどうか分からぬ。もし作動しないならば、わが国の威信が傷つけられるだろう」と言つた。そこでマックロイは、「すべての科学者がうまく行くといつており、今やテストをするばかりになつてゐる」と述べたが、会議では賛成をえられなかつたという。^[17]「JCSおよび長官の誰もが、原爆予告についてよく思つていなかつた」とマックロイは回想している。結局、結論として、トルーマンは、マックロイに、日本へのメッセージについてさらに検討するようにと指示したが、原爆については言及しないように、と言つたという。^[18]

原爆の対日使用に関して、事前警告をしないことは、すでに原爆に関する諮問委員会の「暫定委員会（Interim Committee）」^[19]で決定している。一九四五年、五月三十一日の暫定委員会の会議記録は、「おまざまな目標およびその効果について大いに議論した後、スチムソン長官は、次のような結論を述べた。この結論に出席者の全員が同意した。すなわち、われわれは、日本人にいかなる事前の警告も与えることはできない」^[20]と記している。また六月一日の同委員会は、公式に、日本に対する事前警告無しの原爆使用について、同委員会委員長のスチムソンに

次のような勧告をすることを決定している。

「バーンズ氏は、次の点を陸軍長官に助言することを勧告し、委員会はこれに同意した。すなわち、最終的な目標の選択は、基本的には軍の決定事項であると認識しているが、委員会の現在の見解は、日本に対してもきる限り速やかに、原爆を使用すべきであり、それは労働者の住居によつて囲まれた軍需工場に対してであり、事前警告無しに使用されるべきである」。⁽²¹⁾

スチムソンは、以上の暫定委員会の勧告を受け、六月六日、トルーマンに会い、委員会の結論を報告している。⁽²²⁾よつて、すでにそのことを聞いていたトルーマンは、マックロイに対し、原爆の事前警告については言及しないようにと言つたのである。

ただ不可解なのは、既述のごとく、スチムソンが、次の日の会議に備えての、彼の代理出席予定のマックロイとの協議の中で、マックロイが原爆の事前警告について言及した際に反対意見を言つていらない点である。マックロイは、次の日の会議においてどういった立場をとるかについて、スチムソンとは完全に意見が一致したと思う、と回想している。⁽²³⁾もしこの場の協議の中で、スチムソンが原爆の事前警告への言及に反対意見を言つていたならば、マックロイがスチムソンの意見を無視して、会議でその問題をもち出さなかつたであろう。明らかに、スチムソンは、原爆の事前警告について会議でマックロイが発言することを許容していたと思われる。スチムソンは、自らは日本に大きな心理的ショックを与えるといった意味で、原爆の事前警告は基本的にはしないほうがよいと思つていたが、マックロイが主張するよう道義的観点からすると、原爆の無警告使用に若干引っ掛かるものがあつたのかもしれない。それゆえに、軍首脳部のこの点に関する見解を聞いてみたいと思った可能性はある。ただ、原爆の事前警告はしないとの結論を見た暫定委員会の委員長として、スチムソン自身がこの問題を会議にも

ち出すことためらいがあつたであろう。従つて、マックロイに出席させて、自分の代わりに、意見を述べさせ、軍首脳の反応を見ようとしたとも考えられる。

またもう一点、既述のごとく、この日の会議のメインテーマが対日戦略としての日本本土侵攻作戦計画であつたところから、その代案である日本の天皇制保障の条件を含んだ対日声明案を提案することも、侵攻計画を推進していたマーシャルへの配慮から、やはりためらいがあつたのである。そこで、スチムソンは、自らが発言しにくい原爆の事前警告のことおよび対日声明発出のことについて、会議でマックロイに語らせようとしたことは充分考えられる。

このように見てくると、スチムソンが体調不良という理由²⁴⁾で、マックロイに代理出席を要請しながら、当日の会議にスチムソンが現われ、帰ろうとしたマックロイを押しとどめ、大統領の許可をえて、代理のはずのマックロイを強引に会議に出席させた理由が理解できよう。

かくして、この日の会議の正規のメンバーでないマックロイが出席することになつたが、マックロイはスチムソンの代理ではなく、あくまでも陪席という会議での立場であり、スチムソンがいる以上は、彼は会議での発言はできる限り控えていた。よつて、マックロイは、前日スチムソンと協議し、スチムソンがマックロイに代理として自分に代わつて発言してくれるであろうと期待した、対日メッセージのことおよび原爆の事前警告のことについて、一際会議の中で具体的には発言しなかつた。そのようななか、会議が終わりかけたその時に、既述のごとく、大統領が上陸侵攻以外の選択肢はないかとマックロイに意見を求めしたことから、マックロイは、具体的に条件を含んだ対日メッセージを出すこと、原爆の事前警告のことを述べたのである。

大統領は、会議で、九州上陸侵攻計画を承認したものの、やはり米軍に多くの犠牲者が出ることを懸念してい

たところから、マックロイが日本打倒の政治的解決策についての考えをもつていて、会議の始まる前にスチムソンから聞かされていたので、陪席のマックロイに意見を求めたのである。大統領は、マックロイの意見に興味を示し、原爆の事前警告については触れないようになると釘をさしたが、条件を含んだ対日メッセージを出す案については、さらによく検討するようにと指示した。

ともあれ、大統領からの会議での支持を得て、スチムソン、マックロイの陸軍省コンビは、日本に受け入れ可能な条件を示して降伏を誘導するという対日降伏策の検討を本格的に開始することになる。スチムソン、マックロイはとともに、回顧録で、彼らが起草したボツダム宣言の原案となつた文書の起源は、一九四五年六月十八日のホワイトハウスの会議に求められる、と書いている⁽²⁵⁾。この時点で、対日降伏声明案の推進役は、これまでこの計画を進めていた国務省のグループから、陸軍省のスチムソンとマックロイに移ったといつてよい。

三、スチムソン案の形成

(一)三人委員会における提案

六月十九日の三人委員会で、スチムソンは、早速、対日声明の問題をとり上げ、グルーと、フォレスターの代理として出席したコレア (M. F. Correa) と協議した。スチムソンは日記に当日の会議について記している。

「参謀総長は、十八日の会議で、彼らの立場を主張し、フォレスターと私は、その軍事的側面に関する限り賛成したが、最後まで戦うことにより軍事計画をやり遂げねばならないとしたら、それは嘆かわしいことであるという感じを強くもつた」。そして、「われわれは、今や計画をし、それをやり通す準備が必要であることは賛成したが、三人委員会の今日の討議において、われわれは、皆、最後まで戦わずに日本を降伏させる何ら

かの方法を見つけるべきであると考えていていることが明らかになつた」。⁽²⁶⁾

スチムソンは、この「何らかの方法」について、日記では具体的に記していないが、当日のフォレスター日記によると、グルーがごく近い将来に、日本に降伏条件を示し、特に自らの政治体制の維持を認めるといったことを日本に明らかにすべきであると提案し、スチムソンが強く賛意を表明した、という。さらにフォレスター日記は、スチムソンとグルーは、大統領付統合参謀長のリーハ (William D. Leahy)、キング、ニミッツ (Chester W. Nimitz) 太平洋艦隊司令官も皆、日本に対するそのようなアプローチに賛成していると指摘した、と書いている。⁽²⁷⁾ スチムソンは、早くも三人委員会の会議のあった「この日の午後、対日警告についての大統領宛覚書の口述筆記を開始した」と述べている。⁽²⁸⁾

六月二十六日に開かれた三人委員会で、スチムソンは、自ら作成した対日警告に関する大統領宛覚書を提示し、その覚書に対するグルー、フォレスターの意見を問うた。スチムソンは言う。

「私は、おそらく S-1 を使用して、日本を徹底して叩いた後、日本に警告を発することによって日本を降伏させるという試みの問題をとり上げた。これは、もし戦争を短縮するためにあらゆる努力がなされなければ、わが国民は納得しないだろうと私が強く感じていた問題である。私はこの問題に関する大統領宛覚書の草案を作成し、それを委員会で読み上げた」。⁽²⁹⁾

スチムソンが会議で読み上げた大統領宛覚書の「対日計画案 (Proposed Program for Japan)」と題するこの草案は、後のポツダム宣言の米国原案作成の基礎となつた文書である。その内容を見ておこう。要約すると、概ね次のようなものであった。

スチムソンは、まずその導入部で言う。

最初の日本本土上陸計画の作戦が六月十八日に承認され、現在その計画が進行中である。本土侵攻に続く日本占領作戦は、われわれにとって、長期の大きい困難な戦いになるかもしれない。日本本土に上陸して、力づくで日本を占領しようとすれば、日本の死にもの狂いの最後の抵抗を受けることになろう。そうであれば、このような力づくで占領する代わりに、日本軍の無条件降伏を確保する代案はないだろうか。

そして、スチムソンは、次のような代案が考えられよう、と言う。

もし日本が最後まで抵抗を続けた場合、そのことによつて生じる結果がどうなるのかということの警告と、降伏への一定の機会を日本に与えるということは意味のあることであり、充分成功の見込みがあることと考えたい。そしてその警告を与える時期であるが、それは、実際に本土侵攻が行われる前になされるべきで、さらに日本が国家として反応することができる充分な時間的余裕をもつて出されるべきである。

ただ、スチムソンは、このような警告が日本によつて受け入れられるかどうかという点については、次のように言う。

日本は、米国の現在の新聞等が言つているよりもはるかに理性的で、われわれと全く異なつた心理をもつ狂信者から構成されている国ではない。それどころか、日本は過去にきわめて知的な人々がいることを自ら示してきた。自分は、日本国民はこのような危機に際して、最後まで戦うことの愚かさを悟り、無条件降伏の勧告を受け入れるだけの知性と柔軟さをもつてゐると思う。

それゆえ、スチムソンは、「米国、英國、もしくは、その時、交戦国になつていれば、ロシアを加えた三ヵ国の大脳が日本に対し降伏を要求し、将来の平和のための日本の完全な非軍事化を確保し、そのため日本が占領に同意するよう求めた慎重に時期を見計らつた警告を出すべきである」と言い、その警告には、次の諸点が含まれる

べきである」とする。

その要点を箇条書きにして示すと、

①われわれが日本本土に展開しようとしている力は、多様かつ圧倒的なものであるということ。

②この力を全面的に使用した場合、日本の破壊は不可避となり、かつ徹底したものになること。

③連合国は、世界征服の拳に出て、国を欺き、その道を誤らせた者たちの一際の権力と勢力を永久に除去することを決意していること。

④連合国は、日本の主權を日本本土諸島に限定し、日本が再び戦争を起こし、それを支持することができないよう無力化することを決定していること。

⑤われわれは、日本人を民族として絶滅し、また国家として滅亡させようとする意図は有しないことを明らかにすること。

⑥ひとたび、日本の経済から軍国主義の影響力が排除された場合、隣国に対する侵略的脅威とならない限り、自國の経済を支え、妥当な生活水準を維持することができるような産業—特に消費関連の軽工業—の維持を日本に認める用意があることを明示すること。またわれわれの対外貿易政策に従つて、やがては日本と互恵的な通商関係に入る用意があることを表明すべきであること。

⑦われわれは、前記の諸目的が達成され、日本国民の多数を代表する性格をもつた平和的傾向を有する政府が確立され次第、日本から撤退する。自分は個人的に以上のことを述べる際に、現皇統のもとでの立憲君主制を排除するものではないと付け加えるならば、それは日本の降伏受諾のチャンスを大いに増すであろうと思う。

以上のように、スチムソンは警告に含まれる諸点について具体的に言及した後、最後にこの警告を発すべき時

期について、再度触れている。

もちろん、勧告がうまく行くかどうかは、われわれが発する警告の説得力にかかっている。日本人はきわめて敏感な国民的自尊心をもつており、現在われわれが日々見ているように、実際敵と組み合えば彼らは戦うであろう。従って、警告は実際の本土侵攻が行われる前に、そして破壊が迫り、それが疑いなく明白であつても、日本をまだ狂信的な絶望に追いやらないうちに発せられなければならない。もしロシアが脅威の一部ならば、ロシアの攻撃は実際に行われても、あまり先に進めさせてはならない⁽³⁰⁾。

以上の内容の「対日計画案」をスチムソンが読み上げた後、委員会で、この草案について長い徹底した討論が行われた、という⁽³¹⁾。スチムソンは、この討議の内容については日記に記していないが、当日の三人委員会の議事録によると、次のようなことが議論され、三人委員会の合意を見たという。

委員会では、提案されている声明の国内外に与える影響について議論がなされた。メモに記された提案がなされても、望ましい降伏がえられないかもしれないが、試みて失敗しても何ら害はないので、そうすべきであるという点で意見の一一致を見た。さらにもし日本が応じない場合でも、徹底して全力で戦うというアメリカ国民の意志を強固にし、日本を完全に敗北させるというアメリカ国民の意志の低下を阻止することになるかもしれないといつたことが指摘された⁽³²⁾。

また対日声明を発する時期については、スチムソンの主張どおり、日本への本土侵攻が実際に行われる前になされるべきであること、およびそのような声明について、大統領がそれを単独で行うか、もしくは英國、ソ連の首脳と共に共同で行うべきであるという点で意見の一一致を見た、という。さらに、声明を発するのは、ベルリンが適当な舞台であるとの提案がなされた、という。

このように、スチムソンの大統領宛「対日計画」草案は、三人委員会で特に異論が出ることなく、フォレスター、グルーによつても承認された。これを受けて、三人委員会で、実際の対日声明草案を作成するための小委員会を設置することになり、陸軍省からはマックロイ、海軍省からは海軍長官特別補佐官のコレア大佐、國務省からは國務次官補特別補佐官のドーマン (Eugene H. Dooman) と國務省極東局長のバランタイン (Joseph W. Ballantine) を委員に選び、声明案の起草に当たらせる」とにした。³³⁾

(二) 小委員会での声明案作成

ポツダム会議出席のため、大統領のポツダムへ向けてのワシントン出発の日（七月六日）が近づいていたので、スチムソンとしては大統領の出発前に、トルーマンに声明案を手渡す必要があった。よつて、それに間に合うよう、この小委員会は直ちに起草作業を開始した。

六月二十七日、小委員会は、最初の会議をマックロイの執務室で開いた。この会議の目的は、前日スチムソンが三人委員会で提案した「対日計画案」に沿つて、具体的な声明案を起草することにあつたので、スチムソンの補佐役であったマックロイが、事実上小委員会を取り仕切つた、といえる。従つて、小委員会は、陸軍省、海軍省、國務省の三省の代表によつて構成されていたとはいうものの、陸軍省グループが会議における指導権を握ることになつた。この最初の会議には、陸軍省作戦部 (The Operations Division, 以下O.P.Dと略す) のボーンステイール (Charles H. Bonsteel) を中心に陸軍省の民政部 (Civil Affairs Division, CAD)、諜報部 (G—2) の代表者たちが出席し、海軍省のコレアと國務省のドーマンは欠席し、國務省からはバランタインのみが出席した。陸軍省グループ以外の他省出席者はバランタインのみであり、会議では劣勢であつたが、バランタインは、小委員会の討議に入る前に、國務省の対日声明案を提出した。この小委員会では、陸軍省としては、スチムソンの

対日計画案具体化の作業が主たる仕事と考えていただけに、バランタインの国務省草案がでてきたことは、意外であつたかもしれない。

このバランタイン草案が提出されたことにより、対日声明案取りまとめの作業は難航することになった。元来、日本を降伏させるための方策としての対日声明草案作成計画は、グルー、ドーマンを中心とした国務省知日派が推進してきたことであり、対日声明案が審議されるとなると、これまで検討してきた彼らの国務省の案を会議に出すということは、彼らにとって当然のことであつたろう。しかし、バランタインの草案は、若干修正はしているが、以前グルーが大統領に提出したドーマンの草案^[34]をもとにしたものであり、特に対日声明が日本に受け入れられるかどうかの鍵となる天皇制の保障について、ドーマン案と同じく、蔣介石の政体選択の自由の発言を引用するのみで、明確さを欠くものであつた。この日の小委員会では、この天皇問題の表現を含めて、バランタイン案は、日本の降伏を誘導するには極端に曖昧であり、全く前向きではないとして斥けられた。そして、小委員会はスチムソン案を採用することとし、スチムソンの草案について主として議論した。^[35]

この日の議論の一部として、OPDのファーアヒー（Daniel Cox Fahey）大佐は、上司のマックロイに、スチムソン案にはなかつた対日宣言の発出国に中国を含めるべきであるといつたこと、また対日宣言に対しての日本の回答は、「イエス」か「ノー」かじつづいており、いかなる連合国と日本の交渉は許されるべきでないことを明らかにすべきであることが検討された、と報告している。^[36]ともあれ、この日の小委員会では、バランタイン案は斥けられ、小委員会の草案は、陸軍省のOPDと諜報部が主となつて起草することになつた。^[37]

第二回小委員会は、六月二十八日、前回同様、マックロイの執務室で開かれた。前回、会議に欠席していたドーマンが出席し、スチムソン案に含まれていた明確な天皇制保障の文言を問題にした。アメリカ国内世論の反発

等を考え、ドーマンは、明確な天皇制を保障するような文言を入れるべきではない、として反対した。天皇制の保障は、日本に受け入れ可能な条件を示して、日本の降伏を誘導するという方策の鍵となるきわめて重要な条件であつただけに、陸軍省グループからすると、これまでの経緯からして国務省知日派のドーマンの発言は、意外なことであつたかもしれない。グルーをはじめとした国務省知日派の人たちは、皆、日本を降伏させるためにはこの天皇制の保障は不可欠のことと思つていた。しかし、天皇を擁護しているとして、グルーは世論より厳しい批判を受け、他の国務省知日派の人たちも対日融和論者として攻撃され、彼らは世論の反発に極端に敏感になっていた。さらに、彼らは国務省内の幹部会でも天皇問題について厳しい批判にさらされていた。

このようなことから、グルー、ドーマン、バランタインといった人たちは、口頭では、文書説明に際して、天皇と天皇制に言及することがあつても、文書の中には、「政体選択の自由」という默示的な表現にとどめて、明確な天皇制保障の文言は書き入れていなかつた。従つて、スチムソンの「現皇統のもとでの立憲君主制を排除しない」とした直接的かつ明確な天皇制保障の文言は、ドーマンとしては、対日声明案の中に入れるべきではないとして反対したのである。陸軍省グループは、日本を降伏させるには、スチムソンの主張どおり、天皇問題はきわめて重要であると認識しており、ドーマンの反対意見を受け入れることはできなかつた。会議は一時的にドーマンの反対意見を受け紛糾することとなつた。

マックロイの下で、草案の作成を指揮していたOPDの戦略政策グループの長であつたリンカーン(George A. Lincoln)准将は、「ドーマン氏は、日本の受諾の見込みはほとんどないと考えていたので、その文言がもつぱらアメリカ国内の反発を招かないようにしようとしていた」と語つてゐる。結局、会議ではリンクルーンが指摘したように、ドーマンの助言に従つていては、日本の降伏を誘導することができない」とから、ドーマンとバラン

タイインの意見は却下された。⁽³⁸⁾

草案作成完了の时限も迫っていたことから、OPDの戦略政策グループが基本草案起草の主导権を握り、ボーンスティールが草案を起草することになった。ボーンスティールは、OPDのグループの同僚の助けもえて、スチムソン案をもとに、会議に提出されたバランタイインの草案も一部参考にしながら、ポツダム宣言の原案となつた箇条書きの草案を書き上げた。そして、この草案は、グループ長のリンカーンの検討をへて、六月二十九日の朝、マックロイの事務所に届けられた。この日、マックロイは、第三回目となる小委員会を開き、ボーンスティールの草案を審議し、小委員会はこの草案を承認した。ただ、バランタイインとドーマンはこの草案に一応賛成したが、草案は国務省で再検討されなければならないとの留保条件をつけた。⁽³⁹⁾

さらに同時期に、OPDは、小委員会の審議にかけられたかどうかは定かではないが、日本への降伏要求を発するタイミングについての文書も作成し、マックロイに送っている。一九四五年六月二十九日付けの「対日降伏要求のタイミング」と題するこの文書は、宣言を出すタイミングについて、スチムソンの案では九州上陸のオリンピック計画実施の前としているが、発出時期として、次のような五つの時期が考えられる、という。(a)直ちに、(b)爆撃計画がそのピークに達する直前、(c)ロシアの対日参戦、(d)オリンピック計画実施の数週間前、(e)オリンピック後。そして、この五つの時期について、それぞれ検討した後、この文書は、結論として「ロシアの対日参戦直後」が最も良い、と勧告している。⁽⁴⁰⁾

(三)スチムソン案の確定

マックロイは、六月二十九日、小委員会でまだ草案の検討を続けている、としながら、一応の合意を見た対日警告案に副えて、小委員会で議論された議事報告の覚書をクリエでスチムソンに送った。

この覚書の内容は次のようなものであった。まずマックロイは、「各国の首脳者による宣言の短い草案を封入していますが、長い国務省案は送つていません」とし、短い方の送付している草案を完全なものにするためにさらに検討する必要がありますが、基本的な「考えは、お送りしている草案の中に入つてゐると思います」、また「討議した発出のタイミングに関する文書もお送りしてます。あなたは、その文書がS1と何ら無関係なものになつてゐることにお気づきでしよう。しかし、タイミングに関する他の重要な要素を検討する際に、S1のことは、その中に入れることは容易にできると思います」という。

そして、次にマックロイは、小委員会が草案の中に入れることを決めた重要な事項について列記し説明している。

一、警告が日本人に対して發せられるべき方法は、国務省もわれわれとともに、外交チャンネルを経るのではなく、通常のプロパガンダといった方法でなさるべきであると考えています。

二、警告は、アメリカ単独で行うか、他国と共同でなさるべきかという問題については、われわれは、できれば米国、英國と中国が宣言に加わるべきであり、そしてロシアがすでに交戦国となつてゐるか、なるうとしている場合、ロシアも加わるべきだという結論にいたりました。

三、皇統の維持。この点が最も論争的になり、国務省の中で意見が分かれている問題のように思ひます。草案では、われわれが大統領宛覚書で用いた言葉を使つてゐます。これは国内の反発を招くことになるかもしれませんのが、日本を最も良く知つてゐる人々は、これなしにはほとんど日本の受け入れ可能性がないと感じています。

四、占領の必要性。われわれは占領がなければ、日本人と極東の人々双方に、日本の敗北を印象付けるシンボ

ルがなくなり、また日本を非武装化する手段もなくなるとわれわれは考えています。またお気づきのように、占領期間については確定させずにおきました。⁽⁴⁾

この覚書に副えて、マックロイがスチムソンに送つたとする「短い草案」とは、おそらくボーンスティール起草の草案であろう。

マックロイは、翌六月三十日に、ハイホールドのスチムソンの自宅に行き、スチムソンと対日草案の詰めの作業を行つた。スチムソンは、「マックロイは、対日警告案準備のためワシントンで仕事をし、私のもとにクリエで警告案を送つてきた。そして土曜日（三十日）にハイホールドに現れ、彼と私は委員会で準備された草案を慎重に検討し、かなりの修正をした」と日記に記している。⁽⁴²⁾

七月二日、スチムソンは、六月二十六日の三人委員会で承認された「対日計画」と題する「覚書」と、マックロイと協議し修正をした小委員会作成の「警告案」をもつて、大統領を訪問した。冒頭、スチムソンは、「覚書」については、海軍長官と國務長官代理と相談し、彼らはこの「覚書」の主旨を承認し、それに盛り込まれた勧告に賛成している、と述べた。しかし、「警告案」の文書について、これは幕僚たちはもちろんのこと、國務省、海軍省の代表たちと討議したものであるが、國務長官、海軍長官あるいはJCSによって最終文書として承認されたものではない、と語つた。この問題については、彼らと引き続き協議することになろう、と言つた。

さらに、スチムソンは、トルーマンに、この文書は「いかなる新兵器（S-1）の使用と特に関連付けずに書かれていることに閣下はお気づきでしょう。もちろん、その兵器の使用と同時に警告が発せられるものとすれば、その兵器の効能に合うように、警告案は改訂されなければならないでしょう」と言い、いずれにせよ、この「警告案」の文書については引き続きJCSの代表、國務長官、海軍長官と協議することになる、と説明した。⁽⁴³⁾

スチムソンの冒頭説明を聞いて、トルーマンは、まず三人委員会で検討したとされる「大統領宛覚書」を読んだ。スチムソンは、大統領は明らかにその文書に心を動かされたようだ、という印象を語っている。⁽⁴⁴⁾ この日、スチムソンが提出した「大統領宛覚書」は、一ヵ所を除いて、六月二十六日に三人委員会に出した覚書草案と全く同じものである。唯一付加した一ヵ所とは、小委員会の勧告どおり、対日警告発出に参加する国として中国を含めた点である。⁽⁴⁵⁾ ちなみに、対日警告発出のタイミングについて、既述のごとく、小委員会の陸軍省グループは文書を作成し、「ロシアの参戦直後」が最適と勧告していたが、この点については、スチムソンはその勧告を採用しなかった。「大統領宛覚書」では、六月二十六日のスチムソンの草案どおり、変更せず、その時期は「実際に本土侵攻が行われる前」としている。⁽⁴⁶⁾ 「大統領宛覚書」の内容については、すでに紹介すみであるので、その説明はここでは省略したい。

次に、大統領は、暫定的なものとスチムソンが指摘した「国家首脳の共同宣言」というタイトルの「対日警告草案」に目を通した。この「警告草案」が、後に米・英・中・ソの四カ国首脳による対日共同宣言の米国案の原案となつたものである。その全文を見てみよう。

国家首脳の共同宣言

—合衆国・連合王国・ソヴィエト社会主義共和国連邦・中華民国—「もしソヴィエト連邦が参戦していなければ括弧内は削除する

(一) われら—合衆国大統領、グレートブリテン国首相、「ソヴィエト連邦大元帥」、および中華民国政府主席は、われらの数億の国民を代表して協議の上、日本国に対し、われわれがここに述べる条項にもとづいて、降伏の

機会を与えることを合意した。

(二) 合衆国・英帝国および中華民国の巨大な陸、海、空軍は、西方からの陸軍および空軍による数倍の増強をえて、「今やソヴィエト連邦の強大な軍事力も参加して」日本国に対し、最終的打撃を加える態勢を整えている。この軍事力は、日本国が無条件降伏 (unconditional capitulation)⁽⁴⁷⁾ するまで、同国に対し戦争を遂行しようとするすべての連合国の決意によって支持されかつ鼓舞されている。

(三) 決起した世界の自由な諸国民の力に対するドイツの無益かつ無意義な抵抗の結果は、日本に対する先例をきわめて明確に示している。現在、日本国に対して集結しつつある力は、抵抗するナチスに対して適用せられた時に全ドイツ国民の土地、産業および生活様式を必然的に荒廃に至らしめた力に比し、はかり知れないほど強大なものである。われわれの決意に裏付けされたわれわれの軍事力を最高度に使用することは、日本国軍隊の不可避かつ完全な破壊を意味する。

(四) 日本は、無分別な打算から日本帝国を滅亡の淵に陥れた愚かな軍国主義的助言者の指導に引き続き盲従するほど理性を欠いているのであるうか。引き続き破滅に向かつて歩むのか、それとも理性の道を進むかを決定すべき時期が到来している。

(五) われわれの条件は左の通りである。われわれは、それらの条件から逸脱することはない。それら条件を受諾するもよし、受諾せざるもよし。それに代わる条件は存在しない。われわれは遅滞なく進むのみである。

(六) われわれは、無責任な軍国主義が世界より驅逐されるに至るまでは、平和、安全および正義の新秩序が生じ得ないことを主張するがゆえに、国民を欺瞞し、世界征服の挙に出るといった誤ちを犯した者たちの権力および勢力は永久に除去しなければならない。

(七)右のような新秩序が確立されるまでは、日本国領土は占領され、またわれわれの権限の行使は、日本国に戦争遂行能力が破碎されたという確証がえられるまで、継続されるものとする。

(八)カイロ宣言の条項は履行され、また日本国の主権は、本州、北海道、九州、四国およびわれわれの決定する周辺諸小島に局限されるものとする。

(九)日本国軍隊は、完全に武装解除され、そして、各自の家庭および平和的かつ生産的な生活に復帰するものとする。

(十)われわれは、日本人を民族として奴隸化し、また国民として滅亡させようとするものではないが、われわれの俘虜を虐待した者を含むすべての戦争犯罪人に対しても、厳重な処罰が加えられるものとする。日本国民の間に見られる民主主義的傾向は支持され、かつ強化されるものとする。基本的人権の尊重ならびに言論、宗教および思想の自由もまた確立されるものとする。

(十一)日本国は、戦争のための再軍備はできないが、自立のための経済を生み出しうるような産業のみを維持することを許されるものとする。この目的のため、原料の入手は、その支配とは区別される限りにおいて、許容される。日本国は、最終的に世界の通商関係に参加することを認められるものとする。

(十二)われわれの諸目的が達成され、かつ日本国民を代表する性格をもつ、明らかに平和的志向と責任ある政府が樹立された時には、連合国軍は直ちに撤収されるものとする。このような政府が再び侵略の野望をいだくものではないことを世界の諸国民に完全に納得させることができたならば、前記は、現皇統のもとにおける立憲君主制を含みうるものとする。

(十三)われわれは、日本国の権力者たちにたいして、直ちに日本政府と大本営の権限下にある全日本国軍隊の

無条件降伏を宣言し、かつその措置を講ずることにつき、適切かつ充分な保障をするよう要求するものである。⁽⁴⁸⁾

以上が、全十三項目からなるスチムソン原案の内容である。第一項から第五項までは、連合国との戦争に対する決意を表明した日本への警告と降伏の呼びかけである。また第六項から第十二項までは、無条件降伏の意味内容を明示した条件に関する部分となつていて、そして最後の第十三項で、もう一度念を押すような形で、降伏の呼びかけをしている。

スチムソンのこの宣言発出の大統領への勧告意図は、言うまでもなく、日本に受け入れ可能な条件を示し、降伏を勧告するということであつた。従つて、無条件降伏の意味内容を明らかにし、日本の受け入れを誘導するいくつかの条件を提示した。例えば、(一)日本国軍隊は武装解除するが、戦闘員は各自の家庭に帰つて、平和的かつ生産的な生活を送ることを認めるといったこと(第九項)、(二)日本人を民族として奴隸化したり、国民として滅亡させることもないこと(第十項)、(三)戦後、一定の条件下で、経済活動の自由を認めること(第十一項)、(四)現皇統のもとでの立憲君主制の維持(第十二項)、(五)日本政府ではなく、日本国軍隊の無条件降伏を求めるということ(第十三項)等の条件である。特に第十二項の天皇制の保持を認めた条項は、日本に降伏を受け入れさせるための最重要の条件であつた。

グルー、ドーマン、バランタインといった国務省の知日派といわれる人々は、天皇制の保障の必要性を充分認識していた。しかし、既述のごとく、戦時中の米国内における強い反天皇制の世論が存在するなかで、天皇および天皇制を擁護しているとして、彼らは知日派が批判を受けていたこと、また国務省の幹部の中にもこの国内世論を反映して、グルーら知日派の人たちに対する強い反発があつたことにより、彼らはせいぜい「政体選択の自

由」といった默示的、間接的な表現でしか、天皇制の保障については言及しえなかつた。その意味では、スチムソンの「現皇統のもとでの立憲君主制」を認めるとした直接的かつ明示的な表現は、日本の降伏を誘導するという対日メッセージの目的からして、国務省案よりも一步も二歩も進んだものであつた。

スチムソン案は、これまで見てきたように、OPDのメンバーの協力をえて、ボーンステイールが基本的に作成し、OPDの戦略政策グループ長のリンカーンが検討し、マックロイに提出した案を、最終的にマックロイとスチムソンが協議して決めたものである。すなわち、ポツダム宣言の原案となつたスチムソン案は、スチムソン—マックロイ—リンカーン—ボーンステイールの陸軍省ラインで形成されたものであり、国務省の知日派の人たちはその作成には直接関つていない。だが、スチムソン案には、陸軍省に先行して、グルー、ドーマン、バランタインといった国務省の知日派の人たちが検討していた考えがかなり入つており、スチムソン案の作成に一定の影響を与えたことは事実であろう。

スチムソンは、この日の会議での「大統領宛覚書」と「対日警告案」に目を通したトルーマンの反応について、「全体を通して、彼は明らかに問題の提起の仕方について非常に満足しているようで、日本の取り扱いに対する私の考え方を黙諾しているように見えた。そして私が書いた文書について、きわめて説得力のある文書だと言つた」と日記に記している。⁽⁴⁹⁾ これはスチムソンの印象であり、トルーマンの発言を額面どおり受け取れない面もあるが、多くの犠牲者の出る可能性がある本土侵攻をできれば避けたいという考えをもつていてトルーマンにとつて、本土侵攻に代わる選択肢として、具体的なスチムソンの提案に興味をもつたことは事実であろう。

スチムソンは、六月二十六日、日記に、「二人委員会において、私はおそらくS-1によつて日本を充分に叩いた後、警告を出すことによつて日本を降伏させるといった試みの問題を取り上げた」と記しているように、彼の対

日降伏の方策は、原爆と対日警告の二つの手法を組み合わせたものであった。つまり、まず原爆を使用して日本に非常に大きな心理的ショックを与え、その後、天皇制存置の保障を含めた日本に受け入れ可能な条件を示した対日声明を出すことによつて、日本を降伏させるというのがスチムソンの考えであった。またソ連の対日参戦についても、日本に心理的ショックを与える手段として、評価していた。

ともあれ、スチムソンの対日降伏計画は、原爆投下と対日降伏勧告を基本とし、日本にさらにショックを与えることができるという点からソ連の対日参戦も視野に入れたものであつた。これらの手段を尽くしても、日本が降伏しない場合、日本への本土侵攻も止むを得ないと考えていたろう。ただ、彼は原爆と自ら構想した対日降伏勧告によつて、日本の降伏を誘導することは充分できると考えていた。

むすび

スチムソンにとって、自ら提案した対日降伏勧告案の行方についての懸念は、トルーマンおよび七月三日、新しく国務長官に就任したバーンズが、対日勧告案の核である天皇制保障条項を入れることに賛成するかどうかという点であった。対日勧告案の天皇制保障条項が生き残れるかどうかといったことは、一面、スチムソンのトルーマンとバーンズへの政治的影響力にかかつっていたともいえる。

スチムソンは、トルーマン政権発足以来、トルーマンよりの大きな信頼をえてきたが、当時トルーマンが助言者として最も信頼していたバーンズが、七月三日、国務長官に就任するとともに、次第にスチムソンの大統領への影響力に翳りが見えはじめた。その象徴的な出来事が、近く始まるボツダム会議への同行をスチムソンが大統領から求められなかつたことである。スチムソンは、近く実験が行われる原爆のこと、自ら起草した対日宣言案

のこと、またドイツ問題等のことで、大統領の助言者として、ポツダム会議で自分が必要とされると思っていた。しかし、会議へ向けてアメリカ代表団の出発の日が近づいているにもかかわらず、トルーマンから何も言われなかつたところから、マックロイを伴つての会談への同行をトルーマンに直訴して、ようやく同行が認められるといつたことがあつた。⁽⁵¹⁾ この出来事は、それまで非公式の形で活動していたが、公式に政府の一員として、しかも国務長官という重職を担うことになつたバーンズの登場とともに、明らかにスチムソンの大統領への影響力に翳りがでてきた証左であつた。

結局、スチムソン案は、ポツダムにおいて修正され、米国内の反天皇制の世論⁽⁵²⁾を意識した新国務長官のバーンズとトルーマンによって、第十二項の天皇制保障条項は削除されてしまう。しかし、スチムソン案の他の大部分はそのまま米国案として維持され、イギリスによる若干の修正を経て、一九四五年七月二十六日、米・英・中三カ国の首脳による共同宣言として、発表された。⁽⁵³⁾ これが、通称「ポツダム宣言（Potsdam Proclamation）」といわれているものである。

無条件降伏は、米国の戦争終結の基本原則であつた。その意味内容として、大別すると、(一)勝者が一際条件を示さず、敗者に条件を付けさせず、強制的に降伏させる」と、(二)勝者が一定の条件を示し、敗者が一際の条件を受けずに無条件で受け入れること、の二つの場合が考えられる。スチムソン案を原案とするポツダム宣言は、後者の条件付無条件降伏論ともいえる立場に立つて、天皇制保障条項は削除されていたものの、その他の条件を日本に示し、降伏を勧告したものであつた。

降伏勧告を受けた日本の東郷茂徳外務大臣は、戦後ポツダム宣言について、次のように語つてゐる。「本件共同宣言発表後、政界、実業界、言論界その他の方面に於ける真摯なる多数人士より、戦争の将来と睨み合わせ右宣

『言以上に有利な条件を獲得することは困難と思考する』)とにより直ちに戦争終結に取組ふ」と然るべくの進言に接した⁽⁵⁾。また東郷自身も、七月二十八日の最高戦争指導会議構成員会議において、「同宣言は有条件的講和でありこれを拒否する時は極めて重大なる結果を惹起する旨を指摘した」と語つてゐる。

戦争における国家の降伏の決定は当然のことながら、やむを得て困難を伴つものである。しかし、ポツダム宣言のような、予め相手国側の具体的な降伏条件の提示があれば、もちろんその条件にもよるが、拠り所として何もない場合よりは多少とも決定しやすいこと⁽⁶⁾があるであらう。その意味では、ポツダム宣言には天皇制保障のことが記載されていなかつたものの、その他の条件がいくつか明示されており、それは日本の降伏の決定をいざんしゃすべくしたと言ふべ。日本政府は、戦争継続派と和平派の激しい議論を経て、最後は天皇の「聖断」じゆだん、一九四五年八月十四日、ポツダム宣言をもとに戦争を終結する)とを決定した。

- (1) *Memoirs of Harry S. Truman*, Vol. I (New York: Da Capo Press, 1955), p.235.
- (2) Henry L. Stimson and McGeorge Bundy, *On Active Service in Peace and War* (New York: Harpers & Brothers, 1947) [ス]・Stimson, *On Active Service* 〔ス〕, p.613.
(3) *Ibid.* p.617.
- (4) U. S. Department of Defense, *The Entry of the Soviet Union into the War Against Japan: Military Plans, 1941-1945* (Washington D.C: U.S. Government Printing Office, 1955), p.29.
- (5) Diaries of Henry Lewis Stimson, Manuscripts and Archives, Yale University Library, Microfilm Edition Reel 9 (ス)・Stimson Diary 〔ス〕 June 19, 1945.
- (6) Stimson Diary, January 22, 1945.
- (7) Memorandum of Conversation, by the Acting Secretary of State, May 29, 1945, U.S. Department of State, *Foreign Relations of the United States (FRUS)*, 1945, Vol.VI (Washington: U.S. Government Printing Office, 1969), p.548; Stimson Diary, May 29,

1945.

(8) ニの三人委員会は、國務長官、陸軍長官、海軍長官の三人より構成され、ニの三者によつて、三省の政軍関係の問題を話し合へた會議であつた。ハル (Cordell Hull) 國務長官が事實上の主催者となつて、ニの委員会は設置されてゐたが、ハルの國務長官辞任後、新しく國務長官になつたステティニアス (Edward R. Stettinius, Jr.) が、陸、海軍長官に呼びかけ、再開されるゝことになつた。ただこの委員会は非公式のもので、出席者の三長官は各省の代表としてではなく、それぞれの個人として集まつた會議であり、そのため個人的見解を表明することが可能であった。一九四四年十二月十九日に、第一回会合が再開された。当初ステティニアスは委員会に数回出席したが、國際連合設立準備等のため國務省を留守にすることが多い、グルー (Joseph C. Grew) 國務次官が國務長官代理となつて、ステティニアスに代わつて委員会に出席するようになつた。

(9) Minutes of Meeting of Three, June 12, 1945, Makoto Iokibe ed., *The Occupation of Japan — U.S. Planning Documents, 1942-1945* — (Congressional Information Service, Inc. and Maruzen Co., 1987), 5B-11.

(10) Stimson Diary, June 17, 1945.

「(1) 之記の記述だけではよくないが、翌十八日の大統領との会議におけるスチーブンの発言からいへば、おもむくマックロイに、日本には軍国主義者だけでなく、名前を挙げたよくな平和志向の和平派の人たちがいるといふ、ニの話を通じて言つたのであらべ。Minutes of Meeting Held at the White House, 18 June 1945, FRUS: *The Conference of Berlin (The Potsdam Conference), 1945*, Vol.1 (Washington: U.S. Government Printing Office, 1960) [以下 FRUS, Pots 1-1]」, p.908.
 (11) James Reston, *Deadline: A Memoir* (New York: Random House, 1991), Appendix, McCloy on the A-BOMB [以下 Reston, Deadline 以下略], pp.495-96.

(12) Ibid., p.496.

(13) FRUS, Pots 1, pp.908-909.

スチーブンは、当日の日記に、會議での自らの発言について、「大統領の求めにより、私は軍事計画とは別の政治的大問題について自分の見解を述べた。すなわち、われわれが、日本の将来の生活について折り合つたがである日本の自由主義勢力が存在するという考えに根拠があるのかどうかとこゝ点について意見を述べた。数人の日本の指導者と私の関係について簡単に説明し、大統領に別の機会に私の見解をもう少し詳しく説明したいと言つた」と記してゐる。Stimson Diary, June 18,

1945.

- (14) Len Giovanniti and Fred Freed, *The Decision to Drop the Bomb* (New York: Coward-McCann, Inc., 1965), p.135; Reston, *Deadline*, p.497.
- (15) Minutes of Meeting held at the White House, 18 June, 1945, FRUS, Pots I, pp.903-910.
- (16) *Ibid.*, p.910, Footnote 8.
- (17) マッカローマの日の会議に於ける発言の回観は、以下に文献があげられる。
- John J. McCloy, *The Challenge to American Foreign Policy* (Massachusetts: Harvard University Press, 1953), pp.43-44.
- J. Reston, *Deadline*, pp.493-500.
- L. Giovanniti and F. Freed, *The Decision to Drop the Bomb*, pp.135-37.
- Peter Wyden, *Day One: Before Hiroshima and After* (New York: Simon & Schuster, 1984), pp.171-74.
- W. Isaacson and E. Thomas, *The Wise Men* (New York: Simon & Schuster, 1986), pp.295-96.
- Kai Bird, *The Chairman: John J. McCloy, The Making of the American Establishment* (New York: Simon & Schuster, 1992), pp.244-47.
- (18) Peter Wyden, *Day One*, pp.173-74; K. Bird, *The Chairman*, p.247.
- (19) スチーヴンソンは、原爆に関する問題を考慮すべくハーバードの諮問委員会の創設を大統領に提案し、「一九四五年五月、トルーマンの承認を得て、「暫定委員会」として名称の委員会が設置された。その委員長にはスチーヴンソンが就任し、スチーヴンソン不在の時には、陸軍長官特別顧問のハーラン（George L. Harrison）が委員長代行を務めることになった。またトルーマンの個人代表として、後に国務長官となるベーネス（James F. Byrnes）も委員会のメンバーに加わった。
- (20) Notes of the Interim Committee Meeting, 31 May, 1945, Document 6, Dennis Merrill ed., *Documentary History of the Truman Presidency*, Vol.1: *The Decision to Drop the Atomic Bomb on Japan* (University Publications of America, 1995), pp.34-35.
- (21) Notes of the Interim Committee Meeting, 1 June, 1945, Document 7, *Ibid.*, pp.46-47.
- (22) Stimson Diary, June 6, 1945.
- ヘンリー・L・スチムソンとボツダム宣言
ペチーフンが大統領による暫定委員会の勧告を報告した際、大統領は、委員会の大統領の代理として出席してさるベーネス

ズから、私のりむはすでに聞いてるよ、お詫びたんや。

- (23) Reston, *Deadline*, p.496.
- スチムソンの会議前日の十七日の日記からは、体の不具合の様子は見られないが、スチムソンの書簡では、十七日には体調不良であったかぬしれないが、会議当日の十八日には、朝からロッパ連合軍総司令官のアイゼンハワー (Dwight D. Eisenhower) の歓迎会に出席し、またグローブス (Leslie R. Groves)、バンブーイ (Harvey H. Bundy) らの一行にて協議したりして、職務をこなしてくる。体調不良で午後三時半からの軍首脳と大統領の重要会議に出席でもなよくな状態ではなかつたふべに思えど。
- (25) Stimson, *On Active Service*, p.620; McCloy, *The Challenge to American Foreign Policy*, p.43.
- (26) Stimson Diary, June 19, 1945.
- (27) Diaries of James V. Forrestal, 1944 – 1949, 19 June 1945 (Adam Matthew Publications, 2001), Reel 1 [云々] Forrestal Diary Δ 略^{テキ}。
- この日は会議に、フォレスターは欠席しきるが、日記は会議に出席した海軍長官特別補佐官のコルヘ (M. F. Correa) によつて書かれたものである。なお、会議にはフォレスターの代理として出席した海軍次官補のゲーツ (A. L. Gates) が、「自分は、フォレスターに代わつて話すことができないが、一般的にフォレスター氏も、日本に対するやのめんなアプローチに賛成であると思へ」と語つてゐる。
- フォレスター日記の簡約版は、一九五一年に W. Millis ed., *The Forrestal Diaries* (The Viking Press, 1951) として出版された。日記の原本は、プリンストン大学の Mudd Manuscript Library に所蔵され、その完全版が、一九〇〇一年、Adam Matthew Publications 社によってマイクロフィルム（全4リール）化され、市販されてくる。筆者は本稿の執筆に際して、このマイクロフィルム化された完全版を用いた。簡約版にあつては、一九五一年という戦後間もなくの時期の出版であつただけに、當時まだ多くの政府関係文書の機密解除がなされてこなかつたからであろうか、大幅に日記原本からの削除がなされてくる。
- (28) Stimson Diary, June 19, 1945.
- (29) Stimson Diary, June 26, 1945.
- (30) Proposed Program for Japan, Draft of Memorandum for the President (June 26, 1945), Minutes of Meeting of the Committee

of Three, June 26, 1945, Iokibe ed., *op.cit.*, 5B-13.

(31) Stimson Diary, June 26, 1945.

(32) Miuntes of Meeting of the Committee of Three, June 26, 1945, Iokibe ed., *op.cit.*, 5B-13.

(33) *Ibid.*; Stimson Diary, June 26, 1945; Forrestal Diary, 26 June 1945.

(34) グルーは、一九四五年五月二十八日、腹心のレーマン作成させた文書をもいて大統領と会見し、日本の無条件降伏受け入れの最大の障害は、日本人が天皇と天皇制の廃止を恐れている点であり、よって日本を降伏させるために将来の日本の政治体制は自ら選ぶことがである、といった内容の対日声明を出すことが必要であると勧告した。(FRUS, 1945, Vol.VI, pp.545-

(47)

また六月十八日、グルーは再度、五月二十八日のレーマン案の改訂草案をもとに大統領に同様の勧告をしたが、いずれも失敗した。レーマンの五月二十八日の草案およびその後、レーマンが改訂したいすれの草案も、天皇および天皇制については文書に明記せず、間接的に政体選択の自由について言及したに過ぎないものであった。

Dooman Draft, May 28, 1945, Truman Library Documents, George M. Elsey Papers.

Draft of a Proposed Statement, Iokibe ed., *op.cit.*, 5A-25. 日付不詳。このレーマン草案は、前記の五月二十八日案の改訂版であつて、山極晃氏(やまごろあき)の改訂版は、いづれ一部修正されたところ。その再改訂版が次の資料である。

「[対日] 声明案文」、山極晃、中村政則編『資料日本占領1・天皇制』(大月書店、一九九〇年)、三四九—三五一ページ。
「資料解題、資料七十一」、資料解題、十五ページ。

(35) Brian L. Villa, "The U.S. Army, Unconditional Surrender, and the Potsdam Proclamation," *The Journal of American History*, Vol. LXIII, No.1 (June 1976), p.88.

山極晃「ボツダム宣言の草案」、『横浜市立大学論叢』、第三十七卷第一・二合併号、五八一六一八二八〇。
長谷川毅『暗闇—スターク、トルーマンと日本降伏』(中央公論新社、一九〇六年)、一八三一—一八四二一八二八〇。

(36) Memorandum for Mr. McCloy, Comments re: Proposed Program of Japan, 28 June, 1945, Colonel Fahay, W. Burr ed., *The Atomic Bomb and the End of World War II: A Collection of Primary Sources*, <http://www.gwu.edu>.

- (38) Brian L. Villa, *op.cit.*, pp.87-88.
- (39) Ibid; Leon V. Sigal, *Fighting to a Finish* (Ithaca, N.Y: Cornell University Press, 1988), p.124; Ray S. Cline, *Washington Command Post: The Operations Division* (Washington D.C.: Department of the Army, Office of the Chief of Military History, 1951), p.345.
- 山極晃 前掲論文「五八一六八々一々」。
- 長谷川毅 前掲書「一八二一一八八々一々」。
- (40) Timing of Proposed Demand for Japanese Surrender, 29 June 1945, W. Burr ed., *op.cit.*
- (41) Memorandum for Colonel Stimson, 29 June 1945, John J. McCloy, Henry Lewis Stimson Papers, Microfilm Edition, Reel 112 (New Haven: Yale University Library, 1973).
- (42) Stimson Diary, June 30, 1945.
- (43) The Secretary of War (Stimson) to the President, July 2, 1945, *FRUS*, Pots I, pp.888-89.
- (44) Stimson Diary, July 2, 1945.
- (45) The Secretary of War (Stimson) to the President, July 2, 1945, Memorandum for the President: Proposed Program for Japan, *FRUS*, Pots I, pp.891-92.
- (46) *Ibid*, p.892.
- (47) *Ibid*, p.893.
- ベチャッハゼ、リリヤツ“capitulation”ルコハ語を使ひてござ。“capitulation”ゼ、日本語では「降伏」スコハ訳語であるが、スルガムカムラバゼ、「降伏」ドゾ、surrender (降伏) ルコハ、「合意された条件に基づいての『降伏』」ルコハ意味があり、“unconditional capitulation”ルコハゼ、「条件付無条件降伏」ルコハリルを意味やスルハズナベ。リリヤツ、条件を提案しヒの降伏を呼びかけレーヌシド、ベチャッハゼ、 “unconditional surrender”ルコハル、 “unconditional capitulation”ルコハ表現を用いたのであるべ。
- (48) Proclamation by the Heads of State: U.S-U.K.-[U.S.S.R]-China, *FRUS*, Pots I, pp.893-94.
- (49) Stimson Diary, July 2, 1945.
- (50) Stimson Diary, June 26, 1945.

(51) Stimson Diary, July 2, July 3.

(52) 「戦後日本の天皇をわれわれはどう思へば」 というアメリカ国民への問い合わせに対する一九四五年六月のギャラップ世論調査の結果は、次の通りであった。

処刑する…………三十三%

裁判で、天皇の運命を決める…………十七%

生涯、抱禁する…………十一%

国外追放する…………九%

何もしない—彼は将軍たちの名目上の頭であるに過ぎない…………四%

日本支配のための傀儡として利用する…………三%

意見なし…………一十三%

）のよう、何らかの天皇に対する処分を主張した意見は、七〇%に上り、その中でも特に処刑を求める意見が全体の二三分の一を占めている。

ちなみに、この調査は、一九四五年六月一日から六月五日かけて行われた。 [American Institute of Public Opinion, *The Gallup Poll*, Vol.I, 1935-1948 (New York: Random House, 1972), p.512].

(53) Proclamation by the Heads of Government, United States, China and the United Kingdom, Potsdam July 26, 1945, *FRUS, The Conference of Berlin, 1945*, Vol.II, pp.1474-76.

(54) 東郷外相 口述筆記（昭和一〇年九月）、外務省編纂『第二次世界大戦終戦史録〈中巻〉』（山手書房新社、一九九〇年）、六九〇ページ。

(55) 東郷外相 口供書、同前書、六九一ページ。